

シリーズ：子どもの権利 No.56

第8条「子どもの権利に関する学習と教育」

泉南市人権教育研究協議会（市人研）では、市内の小学校、中学校および幼稚園、保育所、保育園、こども園の全教職員、保育士、保育教諭が人権教育の研究を進めています。7月31日、市人研の研究会で、絵本「おこだでませんように」(くすのきしげのり・作、石井聖岳・絵)を教材にした模擬授業が行われ、「せんなん子ども会議」の高校生と中学生が子ども役で参加しました。

「泉南市子どもの権利に関する条例」には、学校園所や子どもに関わる施設の職員が子どもの権利について学習すること、子どもたち自身が学べるようにしていくこ

と、保護者や市民が学習する機会を持てるようにすること、などがうたわれており、市人研では、中でも、「子どもの育ちと子育て支援専門部会」は、泉南市子どもの権利に関する条例事務局と共に、「子どもの権利」学習の授業プランを研究しています。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）